

〈近代的定位第六回：近代国家の類型と定位学の方法〉

(講義16～18)

第六回参考文献

- ※ハーバート・ノーマン『日本における近代国家の成立』岩波文庫（原書初版は1940年）
- ※フリードリヒ・エンゲルス『ドイツ国憲法戦役』大月書店全集第七巻所収（1850年発表）
- ※服部之総『明治の思想』理論社著作集第六巻（1955年初版）
- ※服部之総『明治維新史』（1928年発表）
- ※伊藤博文『憲法義解』岩波文庫（1889年初版）
- ※北一輝『国体論及び純正社会主義』みすず書房全集（1906年初版）
- ※島崎藤村『夜明け前』岩波文庫（1929年発表）

序論で行うべき総括的問題の最後として、近代日本国家のマクロの類型把握、そしてその中での日本近代人の定位を検証すべき方法を論じておきたい。

近代国家の類型学は、ヘーゲル以降、ドイツの国家学、国法学を中心として進むが、その一つの帰結はイエリネクの〈一般国家学〉のモデルであり、そこでは説得力のある形で、君主制と共和制が対置される。両者ともに近代化の過程で立憲体制を採用し、国家の自己拘束態としての法治を、憲法によって実現保証するというパラダイムが呈示される（『一般国家学』1900年）。美濃部達吉がドイツ留学中に会った本書への賛嘆、没頭が、帰国して展開していく〈天皇機関説〉の理論的拠り所となったことはすでに述べた。この連関は日本近代国家を〈立憲君主政体〉として把握しようとするわれわれの立場からしても、本質的である。つまり立憲の背後に、一般国家学の類型としての近代国家へと収斂する歴史過程があったということであり、そこではまず君主制と共和制が対置され、両者ともに立憲制へと移行する。これが制度近代化の最大のメルクマールであり、それを近代憲法学として彫琢したものがイエリネクと美濃部の機関説である。

この近代国家の法的整備の前提は、もちろんマクロの政治過程であり、それはまたマルクスの指摘する意味での〈下部構造〉、つまり経済体制、あるいは〈生産様式〉と複雑な相互規定の関係にある。その一部はたしかに、ヘーゲル＝マルクスの意味での厳密な弁証法的過程を辿る。そしてそれが時代の社会進化のマクロ・モデルを提供することも多い。しかし注意しなければならないのは、それは全体的な規定関係ではなく、また一方的な規定でもないということである。唯物的基底が、上部構造をすべて支配し、造型するのでは

ない。造型された上部構造もまたすぐ下部へと介入し（たとえば計画経済等の形で）、両者は即座に複雑な相互規定、相互浸潤の関係に入る。

それに加え、中間（中部）構造体とでもいべきもの、社会組織とそのエートス（習俗慣習および倫理規範）がこの過程に参加してくる。この全体の過程が、時代の定位態を決定するのであって、それを解析するには必然的に解析者の視点も複雑化し、複眼化しなければならない。マルクス下部構造理論は、今日においても多くの示唆を与えるが、その経済決定論はすでに克服された過去のものである。

このことを今強調しておく必要があるのは、まさに近代国家の類型的把握にとって、いまだにこの経済決定論の、あるいは広く下部構造決定論のもたらしたドグマ的偏見が、国家論、憲法論に隠然たる影響を与えているからである。

一つ具体的な例を示しておこう。

ハーバート・ノーマンはすぐれた近代史家であり、その主著は、まさに日本近代国家の草創期の類型化において、いまだに示準的な意味を有している。しかし一つ大きな瑕疵がある。それは立憲制度に対する低い評価である。明治国家は、そして戦前までの日本近代国家を、彼は絶対制（天皇絶対制）として総括している。また明治初年度の有司専制を経て、憲法発布に至る流れの中では、彼は民権運動を相当程度、低く評価している。これはもちろん比較の基準の問題もあるので（ヨーロッパの都市的自由主義との比較）、それはひとまず問わないでおくとしても、立憲の大きな節目の意味を、下のように低く評価することはわたしには納得できない。

〈憲法は（明治憲法は）慈恵的専制政治の精神にもとづいて起草され、今日まで絶対主義の不変の道具となっている。〉

（ハーバート・ノーマン『日本における近代国家の成立』第六章〈政党と政治〉、289 p）

ノーマンがここで言う「今日」とは、この著作関係の研究をかねて日本に滞在した1940年から41年にかけての時代であって、もちろん大戦前夜の翼賛体制がそこでは憲政を大きく蚕食していた。しかしそれでも、そうなる以前の護憲運動も〈天皇機関説事件〉もノーマンの知識にはあつたはずで、その全体を絶対主義ということは、端的に不可能である。

ノーマンはここで、欽定憲法に対する「伊藤の意見」として、それは「人民の憲法欲求に対する譲歩ではない」ということを、この「専制の道具としての明治憲法」説の一つの論拠としているが、わたしは伊藤のその意見を知らないし、おそらく国体論者がそういうクリシェを用いていたのを（これはすぐに想像がつく）ノーマンは無批判に採用したのではないかと思う。もし万一伊藤がそういう意見をどこかで述べていたとしても、それは現実の立憲過程を総括できるものではとてもない。ルイ十八世の王政復古の憲章ですら、政体の発足にあたって憲章を発布しなければならなかったということそのものが、もはやアンシャン・レジームでの王制ではありえないということの表明、つまり隠然とした勢力である革命勢力への「妥協」、あるいは「調停」なのである。一八五〇のプロイセン憲法

は、四十八年、九年の革命への「譲歩」以外の何物でもなく、実際にエンゲルスはこの過程を「憲法戦役」であったと位置づけている（『ドイツ憲法戦役』）。しかしそのエンゲルスもまた、この譲歩に対する評価は非常に低かった。それは本来の革命を遅延させた裏切り行為であると総括される。

〈……ドイツ国憲法戦役のもたらした結果は重大なものであった。それは、まずなによりも第一に、情勢を単純にした。それは、はてしない調停の試みの連鎖を断ち切った。この戦役が敗北に終わったあとでは、いくぶん立憲化した封建的＝官僚的君主制が勝利するか、それとも真の革命が勝利するか、そのどちらかでありえない。〉（フリードリヒ・エンゲルス『ドイツ国憲法戦役』201p）

共産主義的な立場は、どうしても法治を軽視するという一般的な傾向がある。ノーマンは共産スパイであるという疑惑をかけられて自殺した。わたしはこれは冤罪であると確信しているが、彼が左翼リベラリズムを自己定位の立ち位置としていたことは間違いない。したがってマルクスもエンゲルスもよく理解していたはずである。しかしだからといって、彼がその影響からして、明治憲法を軽視したというのは、これもまた短絡である。そうではなく、やはり近代的政治過程そのものに法治の無化、あるいは破壊のモメントが存在し、それがノーマンの近代国家のパラダイム自体にも影響を与えたと見るべきではないかと思う。

そもそも近代国家の生成と崩壊の過程をマクロに通観した場合、法治をめぐる、二つの専制が介入してくることに気づかされる。一つは近代がそのアンチ・テーゼとして（あるいは妥協として）出発した絶対主義的専制、つまり封建制の最終形態としての〈アンシャン・レジーム〉の恣意的統治。しかしもう一つの専制がある。これは近代国家を崩壊させる一つの大きな要因となった専制、全体主義の専制である。そしてこの専制の萌芽は、実は非常に早くジャコバン専制として、つまりフランス革命における恐怖政治として顕在化している。それは立法院を背景とする執行部の専制という、かなり複雑な構造を持っていたが、しかし法治の停止（定立したばかりの基本的な人権を含む）、行政の独裁を内実としていたことは、革命が否定したはずの絶対主義的専制と等質であり、しかもそれが近代イデオロギーによって全面的な自己承認を与えられたがゆえに、その威力は絶大かつ結果は壊滅的であった。

この革命的専制は、十九世紀の革命運動の全般にわたって、一つの地下水脈を形成し、その上にマルクスもエンゲルスも乗って革命論の先鋭化をめざしていた。したがって、憲法的譲歩をこうしてほとんど蔑視するエンゲルスの視点も、そうした革命運動に内在する法治の軽視、あるいは蔑視の結果としての、憲法軽視と不可分の関係にある。この傾向をグロテスクなまでに極端化したのが、レーニンとスターリンによるボルシェビキ独裁による全体主義国家の創設であり、それは法治の徹底した破壊という点で（おためごかしの立派な装飾憲法は持っていたが）、ナチズムの進めた全体支配、法治の廃絶とよりふたつである。

これはすでに個人を越えた、個々の定位主体の意図と努力を越えた趨勢であり、その中で、リベラルな公正な歴史家であったノーマンの判断も、こと憲法に関してはもともと評価、関心が低く、それがこの明治憲法＝専制の道具という極論を生んだと考えざるをえない。しかしスターリニズムの実態を知り、ソルジェニーツィンを読み、オーウェルを知ったわれわれは、もはやこうした内在的な欠落のある古いタイプのリベラリズムにとどまっていることはできない。今現在の状況の急速の進展、ある意味1930年代にも似た民主陣営と全体主義、独裁主義陣営の二極化という状況がすでにそれを許さない。したがって、立憲の本義にいまいちど立ち戻らねばならない。立憲は対抗する多元的社会勢力の調停の結果、妥協の結果であり、それ以外ではありえない。欽定憲法も、その欽定であるということそのことが譲歩の表現であることは既に述べた。それは明治憲法の成立過程そのものが明白に語っている。そして一言追加すれば、この実体的社会勢力の対抗と調停の影があまりに薄いこと、ほとんど皆無であることが、日本国憲法の密室的成立の大きな影の部分となっている。

近代国家の類型論に戻ろう。

同じような明治憲法への低い評価は、服部之総にも見られる。彼も戦前の国家体制を一括りに絶対主義であると位置づける。これもノーマンと一致する。やはり革命理論、左翼理論から生まれる史観に共通の、法治と憲法に対する感覚の鈍磨あるいは欠如というものが観察される。

〈明治維新によって形成されたものは、絶対主義の世界史的継起の最終環をなすところの日本絶対主義であり、日本資本主義のその後の発展の過程に、修正されてビスマルク的立憲君主制の形をとり、明治四十年代以降のボナパルチズム的「憲政」時代を経て、最後に天皇制ファシズムへと自己を変容するが、各変容を通じて絶対王制としての独自の機構が存置されていたことは、新憲法によって交替されるまでの明治憲法の「不磨」の存続が示していたところである。〉（服部之総『明治の思想』〈はしがき〉、6 p）

立憲も憲政も天皇制ファシズムも、絶対主義の内包するその場その場の趨勢に過ぎない、本質はあくまで絶対主義であった、というのがこの服部の主張である。

絶対主義は、封建制度の末期形態であり、過渡的形態であって、それは世界史的な国家範疇であるということを服部は繰り返し述べている。そのモデルとしてルイ十四世のフランスやフリードリヒ二世のプロイセンを参照するばかりでなく、それが初期資本主義のマニュファクチュア生産様式と、重商主義による〈本源的蓄積〉を政策の基軸としていた、そして同じことが幕末の雄藩改革にも見られたと主張する。特に幕末マニュファクチュア論は、彼が構造化に成功した大きな成果であり、わたしもこれが幕末維新史の下部構造の実態であったと思う。そしてそれはたしかに、絶対主義への趨勢を内包するものであったと思う。

しかし服部への賛同はそこまでである。たとえば彼は、維新をブルジョワ革命から切り捨てる。

〈明治維新は決して単純なるブルジョア革命ではない。……それは幕府三百年の純粹封建国家の体制から封建主義の最後の政治形態たる絶対王制への轉換であり、この轉換をもたらした諸矛盾こそ幕府三百年の胎内に求められねばならないが、しかもその急速な発展と転化との秘密は、やはり安政開港以後の全封建生産関係の分解過程に在る。〉（服部之総『明治維新史』第一章〈世界市場の形成過程と明治維新〉、29 p）

ここで服部が幕藩体制を〈純粹封建制〉と捉えるのは、あきらかに誤りである。それは集権的な偏差を経た特殊なハイブリッド政体である。これは戦国大名のいわゆる〈一元支配〉以前の封建制、すなわち開発領主であった東国の純粹封建制との比較によって、すぐに浮かび上がる差異であり（石母田正の『中世的世界の形成』がテーマ化したのがこの惣領制的純粹封建制である）、この本質的差異を捨象することは、幕藩体制の理解のみならず、結局はその自壊から生まれた維新状況の理解をも偏頗にする。彼がこう言うのは、もちろん絶対主義を晩期封建制の体制として普遍化するためだった。

〈明治元年ないし四年をもって実現されたものは純粹封建制の政治体制としての旧幕府に代る、最終の修正封建支配体制としての絶対王制であった。開国と共に拍車をかけられたのは、絶対主義王制への道であってなおまだブルジョア革命の道ではなかった。〉（服部之総『明治の思想』第一〈日本近代社会の三思想〉、36 p）

この維新をめぐる彼の解釈は、結局近代日本と絶対主義の等置という理論上の要請から出たことはあきらかで、穏やかに言っても偏頗である。しかしもっとも矛盾しているのは、彼が日本の絶対主義に立憲政体をも含めることだった。立憲的絶対主義は、あきらかに形容矛盾であり、木製の鉄である（ルイ十八世の〈憲章〉から始まる王政復古を、〈絶対主義〉と断定できるかどうか、考えてみる）。絶対主義は開明的、あるいは合理的専制を本質とし（啓蒙専制君主の理念がここから生まれる）、立憲制は、1. まず専制への歯止めであることによって立憲である、2. さらに国家の法治的自己拘束により、専制的君主も立憲に拘束され、もはや本来の専制は行うことができない、3. ここから〈機関〉の理念が生じる。これは立憲の理念のみならず、現実の政治過程の結節点としての〈調停〉の現実態であり、本質である。ここにはいかなる理論の介入も必要ではない。虚心坦懐に歴史過程を観察すれば、それで足りる。その虚心坦懐さが、エンゲルスにはない。ノーマンにはない。そして服部にもない。そのことを今あらためて問題にしておきたいのである（われわれ自身の国家類型を確定するために）。

一つの重要なメルクマール、立憲君主制と絶対主義的専制の弁別を助けるメルクマールは、君主大権の内実、特に親政の問題をめぐると思う。絶対主義的専制は、特にその領土確立期において、君主の親政を不可欠とする（フリードリヒ二世等）。そして体制が定まれば、君主は〈君臨しつつ〉背景に退く（フロンドの乱平定後のルイ十四世等）。親政は元首的、儀礼的親政（外交面での）に限定されていく。この限定された〈機関〉親政（そう一応定義しておく）が、立憲君主制における君主の役割として受け継がれていく。では明治絶対制は、この親政問題をどう処理したのか。

最初に天皇親政が問題になったのは、幕末期の外交の混乱だった。例の〈日本の元首はどこにいるのか〉と外国使節が問うて、幕府が答えられなかった、あの問題である。この国家主権の所在を示す元首親政は、悶着の多かった兵庫（神戸）開港によって、まず目に見える形となった。井上馨（聞多）や伊藤博文が出席した開港式では、パークスをはじめとする各国大使の前で御名御璽の勅書が朗読された。これが明治外交の出発点であり、『夜明け前』でこの場面を描いた藤村は、「その日は日本の天皇が外国に対する御親政の始めであった」と結んでいる。この総括はまったく正しい。

日本近代の全体における（つまり戦前の体制における）天皇親政の問題を概観する場合、もっともコンセンサスが得られやすかったのは、この外交における親政であったということは、ある意味理の当然でもあった。外交における元首の臨在は、著しく儀礼性が高いもので、日本国憲法風に言うならば、ほとんど「国事行為」に近かったからである。天皇大権としての外交大権には、明治憲法はヨーロッパの立憲君主制とはことなり、条約の締結権も含めていた。つまり議会の承認を必要としない、秘密外交の特権である。これはのちに、三国同盟を廻る水面下の争いで見え隠れすることになるが、これもしかしほとんど〈機関〉の行為として予定されていたことが特徴的である。伊藤の〈義解〉もそういう風に読み解くことが可能である。

〈第十三条 天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ条約ヲ締結ス ……（義解）本条の掲ぐる所は専ら議会の関渉に由らずして天皇その大臣の輔翼に依り外交事務を行ふを謂ふなり。〉

（伊藤博文『憲法義解』、44 p）

この条約締結大権に付録のように付け加わった（少なくとも伊藤たちの構想ではそうだったはずである）、宣戦布告と和平締結の大権が、太平洋戦争の宣戦の詔勅と、玉音放送の「明治憲法的」根拠となった。そしてそれは昭和天皇が果たした、決定的な「親政」でもあった。

この伊藤の外交大権の処理は、ある意味、クレバーであり（ビスマルク的なクレバーさ）、日本外交および議会政治が未熟な段階で、「大臣の輔翼」に重点を置いたのは、理にかなった現実主義の面があったと思う。伊藤はしかし同じ合理主義を「統帥大権」については発揮できなかった。義解のこの部分では、再び国体論の魑魅魍魎がまがまがしく登場している。

〈第十一条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス （義解）^{つつしみ}恭て按ずるに、太祖実^{ちんぎゆう}に神武を以て帝国を肇造し、物部、^{ぬげいべ}鞆負部、^{くるめべ}来目部を統率し、^{げんじゆう}嗣後歴代の天子内外事あれば自ら元戎を帥み、^{みずか}征討の勞を親らし、或は皇子、^{しこう}皇孫をして代り行かしめ、^{おみむらし}而して臣連はその^{へんび}編裨たり。〉（同上、第十一条義解、41 p）

統帥大権において、第一条義解と呼応する形で、国体論的妄想が肥大化しているのは偶然ではない。それは〈錦旗〉の力学と密接に連関する、王政復古の必然であり、病理であ

った。ここには伊藤たち開明官僚の介入の余地は、その意味でなかったと言える。近代的徴兵制と国民軍の祖型を造ったのが、まさに伊藤の属する長州閥（高杉と大村の奇兵隊）であったにもかかわらず、その近代的軍制の〈旗〉は、彼等は作り得なかった。それは国学と水戸学が一体化しつつ立てた旗である。そのハイブリッドな〈皇軍〉が矛盾分裂していく過程、これが昭和史の地下水脈を形成していくことになる。

ではそれは〈天皇制ファシズム〉だったのだろうか。あるいは服部がそう考えるように、天皇制絶対主義が、ある時点で天皇制ファシズムの色彩を強く帯びるようになったのだろうか。

わたしは（通説に反するようだが）そうではないと思う。昭和十年代の混乱の核心部には立憲体制の形骸化があり、その形骸化により、王政復古から出発せざるをえなかった日本近代国家の内奥に巣くっていた様々な国体論的妄念が、ある場合には国粹的な、ある場合には帝国主義的な、ある場合には軍国主義的な、そして最終的にはファシズム類似の姿をとったこと、このほとんど場当たりの変容が、日本近代の崩壊過程における現実態であったと考える。それは外的な症状であり、根本の病理から発現しつつ、なお時にはその病理を隠蔽もする。その根本の病理は、国体論であり、肥大化した家産国家的妄念であることは、これまで何度も確認してきた。そしてその病理の原点が〈錦旗〉に群れ集まった権力妄想であること、これもすでに示唆しておいた（詳細は本論で検証する）。

この根本の病理の同一性と、症状の無限の変容は、実はこれもまた日本の特異性ではない。国体論ではないが、それぞれの立憲制、民主制の中には、ジンゴイズムやクセノフォビア、そして人種論や後には優生学という病理が増殖していた。たとえば反ユダヤ主義はその一つであり、帝国主義や人種論と化合しつつ、結局ナチズムと全体主義の〈国是〉となっていくことは、アレントが詳細に、説得力をもって検証した通りである（『全体主義の起源』）。その場合も、対重は法治と立憲であった。政体としての民主主義ではなく、法秩序としての立憲政体である。これが真実重要な分岐であると思う。ヒトラーは民主主義の制度によって最初首相となり、権力者となったことを忘れてはならない。その首相が立憲制度に敵対したことが問題の要諦なのである（ほぼ同じことが、大統領選の結果をめぐってアメリカでも顕在化した。嘘を二ヶ月ついで愚民を煽動し、議事堂占拠にいたった張本は、立憲制の破壊者そのものである）。

いまいちど、立憲君主制としての日本近代国家に戻るならば、その自壊期に関して、ノーマンが面白い観察をしている。日本のしっかりした官僚制が全体主義、ファシズムの進行の抑止要因となっているというのである。

〈日本におけるファシズムの完全な勝利を防止するうに官僚が重要な意義をもっていてもまた考慮すべき問題であろう。極端なファシスト分子は扇動的な政権掌握の前夜にあるわけでもなく、国家機関ないし実際政治を完全に支配するにいたってもいないことは日々明らかになってきている。……極端な全体主義をこのように隔離するやり方は、宮中上層部と手を握る、潜在的な匿名集団である官僚によって行われていると考えてさしつかえない。〉（ノーマン、同上、〈序論〉、25 p f）

ここでノーマンが見ている現実、繰り返すが1940年から41年の大戦前夜の日本であり、当時は外ならぬあの逆事件で冤罪を主導した平沼騏一郎が率いた内閣が、内政外交の失敗続きで総辞職した後の近衛内閣時代である。通説では天皇制ファシズムのピークとされる時代が、ノーマンの目にはこう写った。そしてそれは（ノーマンは気がついていないが）自家撞着を内包している。つまり反ファシズム勢力としての官僚は、ノーマンはおそらく大久保たちの有司専制の後継者と見ていて、そういう風な暗示もしばしば行うのだが、實際上、法理上、これはまったくあてはまらない。昭和期の官僚は、成熟した立憲制の官僚であり、かれらの日々の仕事においてのみ、立憲制の本体は維持されていたといっても過言ではない。たとえば戦前、戦中、戦後をつなぐノーメンクラトゥーラの代表格は、結局五十五年体制を造ったコンビ、吉田茂と鳩山一郎だが、鳩山は政党の伝統を、吉田は明確に官僚の伝統を体現している（義父は内務官僚、宮中派の牧野伸顕、彼自身は外務官僚）。つまりノーマンが見た全体主義、ファシズムに対する抑止要因としての日本官僚は、残存する立憲勢力を体現していた。そういう合理性を信条とする匿名の集団であったからこそ、そのコンセンサスも行政法の範囲ではあるものの、やはり〈法治〉の系統に入れることができるし、そうすべきなのである。

再び、親政の問題にもどるならば、瓦解期の立憲体制において、昭和天皇は大きく三度、歴史の表舞台に登場した。2. 26の収束をめぐる、これが一回目。天皇を〈錦旗〉として獲得することをめざした決起将校と、北＝西田たちの夢は、翌27日、天皇が〈わが重臣〉を惨殺した反乱軍にたいする〈強い不快感〉を露わにしたことで、潰えた。それは国政行為でも、直接の親政でもないが、それに限りなく近い、主導的意志の表明である（27日午前の、決起軍を〈賊軍〉とする奉勅命令への署名）。

二度目は開戦の詔勅、三度目は玉音放送だった。こうして憲法に沿って検討してみると、それが十三条の外交大権ですでに用意されていた、憲法内での行為、つまり美濃部風に言うならば〈機関行為〉であったことに気付き、そして驚く。それがまさに、国家としての、国民としての連続性をめぐる重大な決断であり、そしてほぼ確実にそこには昭和天皇個人の意志が反映されている（それは「輔翼の大臣」の質の低下、実力の低下からして避けられない事態だった）。それはつまり〈錦旗〉としての天皇の姿ではない。ちょうどその逆の、立憲的君主のぎりぎりの大権行為である。このことをけっして忘れないようにしよう。それは〈錦旗〉として、権力亡者に神輿のようにかつがれる、操り人形としての君主の姿ではない。立憲が涵養した、立憲精神を体現した、君主大権の保持者のぎりぎりの決断である。そして戦後日本は、すくなくとも玉音放送に関しては、その決断に深く感謝するあらゆる理由を持っている。

対して開戦の詔勅は、その決定過程からして非常にファジーであり、史料的にも、よく言っても、薄明に包まれている。このことを事実として確認した上で、あくまで憲政上の観点からその決断を評価するならば、それは統帥権の自壊を防ぐための決断であったこと、つまり〈下克上〉と昭和天皇が後に洩らした、軍の、特に関東軍の自立暴走を抑止する最後の手段として観念されていたこと、それはほぼ確実であると思う。そこまでを確認し、いまずぐその詳細の検討を行うのではなく、本論がそこまで進めば、そこである程度のとまった評価を行うことをめざしたい。それまでの憲政崩壊の過程が明らかにならないと、

この難しい決断の（憲法内親政としての）歴史的評価は不可能だと考えるからである（そう言った上で、あらかじめ告白しておけば、わたし個人にはひょっとしてその評価を明証的に決定する能力がないのではないかと危惧している。あるいは……そうした絶対的客観化の能力を持った歴史家は、後世に期待すべきなのかもしれない。戦後焼け跡を心象として有するわたしもまだ、あまりに当事者でありすぎるのだろう。そのことは言うておかなばならない）。

こうしてともかくも、「親政」をメルクマールにして検討してみると、憲政の瓦解期においてすら、天皇は立憲君主制の枠内で行動していることが確認できる。立憲以外の、専制的親政を行ったことは、明治帝、大正帝、昭和帝、三帝ともに、皆無であると断言できる。そしてそれは彼等が飛び抜けた名帝であったということによっては説明できない。もし穂積たちが喧伝したごとく、天皇が政体とは分離した国体を体現する君主、つまりアルカイックな家産国家型の専制君主であったならば、まさにその専制の度合いと質によって、名帝と愚君が弁別されるしかない。つまり名帝もそこでは専制を行うことで名君になるしかない。そうした事実は、幸にして明治以来の三帝には皆無なのである。したがってこの明白な事実からして、三帝はともに、立憲精神を体現した、〈機関君主〉であったと断定できる。もしも彼等個々人が、いや違う、自分にはそんなつもりはない、なかったと言おうとも、そうなのである。それは彼等の地位が立憲によって、それのみによって、法理的に保証されていることと不可分の関係にある。

ここまでしっかり見ると、立憲という制度の及ぶ深度は意外と深いことが了解されるだろう。それはたとえば極めつきの愚君であったヴィルヘルム二世のような君主についても妥当することで（妥当せざるをえないことで）、彼の愚論、たとえばあざとい黄禍論は政治過程にはそれなりに影響したものの（ドイツ帝国海軍の将校は、日本人将校を見ると〈ヤップス〉と陰で言っていたとベルツの日記にある）、しかしさいわいにして、法治に反映することは皆無だったのである（法の運用をめぐっての影響は排除できないにしても）。ともかく愚君は愚君であり、名君は名君であるが、立憲制は、その両者をひとしなみに〈機関〉として運用する能力を十分に有していたと総括できるだろう。

こうして、われわれの近代的定位の解析の基本となる、国家類型は確認できたと思う。日本における近代国家の成立は、二つに分かれる。第一部では、開国から維新、民権運動を経て立憲までで、その過程を主導した制度主体は、あきらかに有司専制の官僚であり（大久保、伊藤グループの系譜）、その特性は、天皇制的絶対主義である。

天皇制絶対主義ではない、天皇制的絶対主義である。これは、天皇制が日本本来の統治形態としては、絶対主義的親政を相当早く脱していたこと（すでに美濃部の指摘を引用しておいた）と不可分の関係にある。しかしその近代的絶対主義と本来なじまない天皇制が、王政復古の旗印として絶対主義と直結された。したがって、このハイブリッド政体は、天皇制が専制的に主導する実体的な絶対主義ではなく、イデオロギー的に、観念としての権力中枢を天皇であると同定した（つまり国体論を介して重合させた）、非常に特殊な絶対制である。

これがつまり〈錦旗〉と密接に関係した、日本近代初期の（憲法公布までの）現実態であった。

この弁別は本論で詳細に行う予定だが、あらかじめ総括しておく、絶対主義のモデルをヨーロッパに取る場合、ルイ十四世のフランスであれ、フリードリヒ二世のプロイセンであれ、その実態は、専制的絶対主義であり、君主親政は、少なくともその確立期においては不可欠の要素である。これが日本の場合には存在しない。そのかわりに、旗が置かれている。つまり〈錦旗〉がある。〈錦旗〉が専制を観念的に（つまりイデオロギー的に）代替、あるいは補填したのが、明治前半期の国家体制の実態であり、それはある意味、維新という矛盾した運動の到達点でもあった。何度も言うように、それは復古による近代建設という自己矛盾である。

しかし残りの半分、制度的実体の運営面は、ヨーロッパにおける絶対主義と、日本近代の特に明治的絶対主義（憲法発布まで）とはきれいに重なりあい、本質的に同一である。それは官僚制度だが、さきほど少し注意したように、立憲制の官僚制の先駆型態でありながら、なおかつそこから区別されるべきもので、それは〈責任〉の所在、そして〈法治〉の有無という風に概念化できる。明治絶対主義においては、法はいまだに律令的な行政法の段階にとどまっている（五箇条誓文のみを例外として、こちらは立憲の母胎となる）。これはまたルイ十四世のフランス、フリードリヒ二世のプロイセンに共有された行政機構の常態でもあった。その内実の具体相は、開国維新から、明治前半期の国家機構とイデオロギーを分析する際にあつかうことにしよう。

もう一度確認すれば、立憲以来、玉音放送まで、日本近代国家の類型は立憲君主制であり、それ以外ではない。この意味で、形式法理的に言って、明治憲法と日本国憲法は連続している。それは昭和天皇の詔勅による改正権の発動（明治憲法では憲法改正は天皇大権に所属していた）によって、提出され、普通選挙の議会によって、承認されたからである。この際、天皇主権を国民主権に変容させるような、ある意味自殺的な憲法改正を、主権の当事者である天皇が明治憲法の枠内で行えるのかどうかという議論がある（あった？）ようだが、これは逆の意味で、国体論の根強い残存を示す事実だと思う（そういう議論が起こったこと自体）。まず君主主権も国民主権も、近代憲法法理としては、排他的かつ絶対的な国家主権の下部概念であり、その意味で同等である（個人的自由を物神的に絶対化する視点からはこの見方は生まれにくい）。明治憲法が立憲君主制の憲法であり、天皇大権は〈国家機関〉としての大権であったことを確認すれば、国家主権自体の変容はどこにも起きていない。国民主権は明治憲法の国家主権にすでに含意されたものとして確認することができるからである。いわば機関の当事者が君主から国民へと変更されただけであり、これはすでにイエリネクたちが、君主制と共和制を媒介する共通項としての立憲理念を発見したときに、法理として完成した見解でもあった。

ここまでをまず国家類型論の基本的事実として、つまり国家の枠組みの原理そのものとして確認した上で、その枠組みを破壊する要因を一つ一つ病理学的に解析していかねばならない。国粹主義、帝国主義、軍国主義、ファシズムと全体主義の名がすぐに思い浮かぶ。そしてその病理の根源に、日本的集権の逆説、復古としての近代という逆説の焦点に置かれた〈錦旗〉が、つねに見え隠れする。個々の病理現象は、それぞれが優勢になる時期にまとめて解析を行うことにしたいが、ここで類型論の最後に、一つ面白い類型を紹介しておこう。北一輝のそれで、彼は君主制、共和制を対置することは正しいのだが、両者が立

憲制に移行するのではない、そうではなく、立憲制はそのまま、第三の国家類型なのだと主張する。

〈今の国家主権論者は最高機関によりて政体を分類し、君主政体と共和政体との大綱に二分す。而しながら斯くの如くしては今の立憲君主政体の正当に思考されざるべきは論なきことなり。最高機関と云ふことが最も高き権限を有する機関と云ふことならば、近代国家の立憲君主政体と名けらるる者は君主と議会とが合体せる一団が最も高き権限を有する最高機関にして、君主政体にも非らず又共和政体にも非らず。立憲君主政体とは彼等の二分中に入るべきものに非らずして、政体は厳肅に三分類に改むべきなり。〉(北一輝『国体論及び純正社会主義』第四篇第九章、230 p f)

つまり北は機関説を応用するだけでなく、〈立憲の精神からして〉、議会と天皇が最高機関であるとする、ユニークな解釈にいたる。そこからその〈合体〉した権力の本質が、立憲君主制の本質であると説く。さらにこのモデルに従えば、共和制も、議会と国民主権の合体により、第四の政体カテゴリーに進むことが予定されているのだろう。

北のこの政体論は、ユニークでありながら、しかし立憲過程の実体をもしっかり見すえている。明治憲法は、〈広く会議を起こし〉という誓文の公約から始まり、〈民撰議会設立運動〉を経て、国会開設の約束へと進化し、その結果として憲法起草が準備されるという歴史過程を経ている。それは〈機関〉として見れば、端的に天皇と議会の調停、妥協であり、その〈精神〉からして、こうした合体を政体の核心部に見ることは、実はそれほど易くはなされていない。

しかし第三の類型の是非はともかくとして、北のこの憲法制定過程に沿った明治憲法の再解釈は、国体論的家産国家のナンセンスに対抗して提出されたことが重要であると思う。つまりそれは〈立憲〉と〈国体論〉をまっこうから対立する国家論として対比させようとする北の意図から出たもので、わたしはこの意図は、圧倒的に、絶対的に正しいと思う。法理を越えて、国家類型を越えて、明治の政治過程の苦闘の全体が、こうした見方によってしか、理解も評価もできないからである。逆に言えば、国体論や修身論からすれば、この近代過程の本質が、理解不能の絶対他者となってしまうわけで、だからこそ、このすれちがいの意味を近代国家の生成、憲政の確立、その崩壊の全体にわたって、追跡していかなければならない。

これは出発点における、維新における〈置き去り〉の問題と密接に関連していると思う。つまり農民の疎外、維新過程への不参加の問題だが、それはまた大きな意味で、維新の近代化の過程全体での位置づけと本質連関する。つまり維新は国民的革命だったのか、それとも政治改革にすぎなかったのかという、繰り返されてきた対立である。

近代国家類型論の最後に、このそもそもの出発点における齟齬を整理しておこう。

こみいった議論の迷路に踏み入らないために、結論をあらかじめ呈示しておけば、わたしは維新は真正の国民革命であると思う。しかしすぐに付け加えねばならないのは、それは維新を単独に観察した場合ではなく、あくまで立憲過程と連結した場合である。つまり明治維新から憲法公布までの全体が革命期であり、それは有司専制と自由民権運動の対立

を内包する。民権運動が士族民権から地主民権に拡大し、全国的な広がりをもせた時点で、国民革命は本格化した。その終極点は、妥協としての明治憲法公布である。したがって、日本近代は、維新革命によって先導された、立憲体制を本質とする。これがわたしの結論である。

簡単に、その論拠の主立ったものだけを呈示しておこう。

まずフランス革命との比較は、依然として、有効である。それは積極+++-的な意味だけでなく、日本の近代化における欠如態を浮かび上がらせるという意味において（むしろそちらの方面で）有効である。その欠如態とは、まず等族会議、ひいては等族社会の欠如、または未成熟である。

フランス革命の前半部分、ジロンド党が主導して憲法制定会議を結成したあたりまでと、明治維新の〈上からの革命〉の共通性はしばしば指摘された。たとえばノーマンもひとまずそれに賛成して、こう言っている。

〈維新の転換が専制的な形態をとって遂行されたために、指導者たちはすばやくブレーキをかけて平等化をすすめる民主主義を未然に防ぐことができた。こうした事情は、大胆な比較をあえてすれば、ちょうどフランス大革命がジロンド党やファイアント派の勝利に終わり、たとえばミラボーのように比較的自由的な貴族ないしはバルナーヴやローランらの声望ある市民ならびにラファイエットらのより典型的な穏健派の手によって君主制が改革され支持された場合に似ている。〉（ノーマン、同上、26 p）

ノーマンはしかしすぐ、これは「歴史を歪める比較」であるとして撤回する。撤回の主たる根拠は、フランス商人たち、つまりブルジョワジーの中核が、「物質的にも、また封建貴族に対する政治的優越の点においても」、日本の1868年当時の商人たちのはるかに先をいっていたということによる。したがって、もしこの比較がある程度妥当するとしても、維新におけるブルジョワジー全体の政府にたいする位置は、前ジャコバン期、つまり革命前半期のフランス革命におけるそれよりも、はるかに弱いものにならざるをえなかったと結論づけられる（同上）。

ここでもノーマンの欠落が見え隠れしていると思う。つまりフランス革命の前半は、憲法制定の国民議会が主体となって立憲君主制に近いものをめざしていたわけであり、もしそれが実現していたら、維新から憲法発布までの明治の体制と、それほど少なくとも国法上は異なる体制ではなかったとも言えるのである。この類推を延長していけば、ここには〈速度〉、あの日本の近代化の固有の要因である改革の速度と、ちょうど逆側のベクトル、〈遅さ〉というモメントが働いていることに気づく。

フランス革命の発端は三部会の召集であり、その第三身分、つまり市民ブルジョワの集会在主体となり、〈国民議会〉を自称したのが、最初の画期だった（1789年6月18日）。国王側はあわてて議会そのものを禁止し、あらためて三部会を召集しようとする。議会は解散をこばみ、〈テニスコートの誓い〉によって、憲法制定までは解散しないことを誓いあった（6月20日）。この誓いは紆余曲折を経て、結局8月26日の〈人権宣言〉へと結実する。憲法そのものは1791年9月に成立し、これは国王の行政権と議会の立

法権を並置した、立憲君主制となっている。この議会自立から立憲の過程は、明治六年の〈民選議院設立の建白〉から、〈国会開設の詔勅〉を経て、立憲君主制としての憲法制定発布（1889年）までの、ほぼ十五年の過程を、三年に縮重したような〈速さ〉を示している。しかしそこにあるのは、国民の議会、あるいは党派的勢力（日本の場合）と絶対王権の折衝、妥協の結果としての立憲であるから、政治過程としても法過程としても、やはり比較は可能であると思う。

類推を延長すれば、開国維新のあるモメントは、確実にこの国民革命を準備している。それは廃藩置県、秩禄処分と連動した、そしてそれよりもはるかに深度の深い〈四民平等〉である。これもノーマンの観点からはなぜか欠落してしまうのだが、絶対主義における封建的身分制の廃絶の最大のメルクマールは、身分制の形骸化、その結果としての横並びの平民化、あるいは市民化だった。これはやはりまた〈速度〉をもって、大久保たち絶対主義官僚によって実現されている。その実現の根本の動機もまた、集権に伴う平等化という弁証法を正しく認識していたからに他ならない。しかしここにはもう一つの重要な要因が欠如していた。それはフランス革命のそもそもの出発点となった〈三部会〉の欠如、あるいはより正確に言えば、その根底となる〈等族社会〉の欠如、あるいは未成熟である。

フランスの三部会を簡単に復習しておけば、それはやはり絶対主義の展開と連動している。つまり絶対主義は国富を増大させ、それを税収と軍備の前提としようとした体制だった（明治的〈富国強兵〉の淵源も同一である、つまりそれは絶対主義の明白な徴表である）。そのためには、まず貴族制的封建軍事を撤廃しなければならない。四民平等は、奇兵隊が開始した国民皆兵、徴兵制度と本質連関していたが、それもまたヨーロッパの絶対主義で用意され、実践されてきたものである（国民兵役の制度はすでにマキャヴェリが展開している）。これはあくまでももちろん制度側の言い分であり、平等となった四民は当然別のことを、民権のことを考え始める。これもヨーロッパ近代と明治初年度の日本で共通の乖離、あるいはねじれの現象だった。

さてしかし欠損がある。上で言ったように、三部会が日本の封建制末期に結成されなかったのは、幕藩体制が集権的封建というハイブリッドなどちつかずの（地方分権か中央集権かはっきりしない）制度であったことと連関している。これは本論であつかうことになるが、天保の改革が幕府側では旧態依然たる農本儉約令に終始して失敗し、雄藩では借金返済という切迫した状況下を抜けたそうとして、ともかく重商的集権に成功した、その対極性の本質でもある。もしこの集権が幕府の手によってなされていたならば、幕府はやがて重商へと転換し、その結果豊かになった第三身分、つまりブルジョワジーとの、特に徴税をめぐる折衝を必要としたはずである。その場合は、フランス革命前夜に似た状況が現出した可能性はかなり高いと思う。

つまり日本の国民革命の内在的未成熟は、わたしは等族社会の未成熟、つまり絶対主義的身分制の未成熟に根本の原因があると思う。等族はもちろん士農工商ではない。士農工商の、特にその順位は明白に農本的、人為的であり、貴族、聖職者、ブルジョワという、実質的な社会身分である〈等族〉とは本質的に異なる。平たく言って、幕藩体制のハイブリッドな封建集権が、そこまでの社会進化に達していなかったということなのだろうが、

逆に言うと、この体制の特殊さ（封建的であり集権的であるという）が、この社会進化を意図的に遅滞させ、停滞させた側面は否めないと思う（鎖国政策を代表として）。

しかしまたそう認めた上で、民権運動は地主民権にいたって、完全に主体的、国民的、ボトム・アップ的な政治運動となったことは事実であり、立憲の前提としていくら大きく評価してもしすぎることはないと思う。これも逆説的だが、時間関係において、大いなる遅滞をフランス革命に対して示す維新革命は、まさにこの内在的主体性において、等族的未成熟を自力で取り戻していったような趣きがある。それをわたしは、わたしの史的反省の場で、大きく評価したいのである。

もう一つの欠落は、これは非常に目立ったもので、諸家が指摘してきたところだった。維新過程における農民の不在、あるいは疎外である。ノーマンも、百姓一揆の幕末の多発にもかかわらず、維新そのものには農民はむしろ自分にかかわりのないこととして、無関心だったと指摘する。これはたとえば、藤村の『夜明け前』でも、国学グループと農民の乖離として、印象的に述べられている。この無関心は、戊辰戦争で板垣（乾）退助の率いる北軍が木曾路を通った時も同じだった。名主の一人はこう述懐する。

〈「村の衆なぞは実にノンキなものです。江戸幕府が倒れようと、御一新の世の中になろうと——そんなことはどっちでもいいような顔をしている。」〉（島崎藤村『夜明け前』第二部第三章、139p）

平田国学に没頭している主人公の青山半蔵は、農民の無関心に気落ちして、「もっと皆が喜ぶかと思った」とためいきをつく（同上）。

ちょうど同じ頃にしかし、田中正造は義民として百姓一揆を主導し、捕らえられて生命も危ない状態だった。彼の活動は、少なくとも中農以上の広い支持をみつめており、そこではこの無関心とちょうど逆の沸騰するプロト民権的な情念が観察される（『田中正造昔話』、本論第三章で詳細に検討する）。つまりこの農民の無関心は、逆に維新がまだ国民革命でないことよりの証しであるとも言える。そして半蔵たちが熱中する国学が、けっして「国民的」な運動ではなく、豪農、豪商層に限られた浪漫主義であったことをも。

農民の疎外は、フランス革命との比較において際だつ欠損の後半部とも連関する。代表的なフランス革命史家であるルフェーブルが、特にこの農民革命の側面を詳細に調べているのだが、それによると、革命の第二段階、ジャコバン党が指導したあの恐怖政治の段階が、地方における農民暴動と密接に関連している。それは結局、貴族領地の没収と農民への土地競売、分配となって結果したのだった。こうしてフランス革命は特にその後半部において、「平等」の理念を実践する所有の平等化と、それに伴う恐怖独裁政治という矛盾した姿を露呈しはじめることになる（ジョルジュ・ルフェーブル『1789年フランス革命序論』）。

日本との対極性はまさにこの面で際だつのかもかもしれない。封建領主の領地は没収されるのではなく、秩禄へと転換されることで、「金融的権力者」へと変貌していった。対して農民には封建時代と同じか、より重い地租が課せられ、自作農は小作農への転落を始める。ノーマンはこう要約している。

〈フランス革命におけるフランス貴族の運命と一八六八年から七三年にかけての日本封建貴族の運命の相違は、けだし著しいものがある。フランスでは貴族の領地は没収（無償で）され、競売に付されて地主および小作農の所有となった。したがって貴族の多くは反革命の側に立ち、それとは反対に、新興農民階級は新制度の最も献身的な支持者となった。ところが日本では、封建領主は農民から年貢を徴集する土地所有権者であることをやめ、秩禄処分によって、かえってあらたに資本化された富を銀行、株式、産業、土地、不動産に投資し、そうすることによって、財閥と手を握る金融的権力者となったのである。〉（ノーマン、同上、第三章〈明治維新〉、152p）

維新革命を、われわれのように国民革命だと認めたとしても、この重い事実、農民の疎外の事実が残る。やはり日本近代の真の宿痼は農民、農業問題に尽きることが改めて確認できる。だからこそまたここでも、この自己矛盾からの脱出、自浄的解決は、小作法から始まるべき、農民の耕作権の法制的認知しかなかった。そこからのみ、非常に長い期間をかけて、全国的な維新革命は完成されるべきであった、そのことをあらためて強調しておこう。この認識によって、それを阻害した天皇制的ファシズムの国民史に対する重い罪もまた明確になる。

これが本論考で基盤となるべき、国家類型論である。戦前の近代国家は、絶対主義的官僚専制から出発して、立憲君主体制へと辿りついた。その体制は自壊の要因を内奥にはらみながら、ぎりぎりのところで立憲的体制を維持し、玉音放送、そして詔勅による憲法改正案の提出にまで至った。それがわれわれの、基本的な立場である。そしてその出発点である維新は、維新革命として、国民革命として再評価されなければならない。しかしそれはまた、全国民の革命へと至らない、道半ばのものであった。

このドグマの内在的、歴史的な検証は、本論考の全体によって果たされるべきものである。しかしまたそれは、近代的定位の検証であって、国家はその不可欠の枠組みを与えるものではあっても、それ以上のものではない。定位は国家の力学によって大きな圧を受けるとはいえ、それによって全面的に規定されるものではないからである。したがって、定位の他の重要な契機であるエートスと文体への視界があらかじめ啓かれておかねばならない。

日本における近代国家の全体像は、いまだに混乱の極にある。そもそも出発点となる維新が、政治改革なのか、それともブルジョワ革命なのかという問題はすでに戦前の史学界で争われていた（いわゆる労農派、講座派論争）。それよりも問題なのは〈立憲制度〉の位置、そして評価のあいまいさにある。たとえば上述したように、ハーバート・ノーマンも、一応立憲までの節目で国家創設期を終わりとはしているものの、立憲運動そのものの解析はほとんど行わず、その前哨としての自由民権運動に対する評価も極めて低い（その評価基準は西欧の都市型自由主義であるから無理はない）。現代日本から戦前の近代日本を見る場合、われわれの郷愁、憧憬、尊崇、懐疑、反発、嫌悪のすべては、一種混乱した

ポリフォニーをなしており、それは戦後焼け跡で新憲法が模索された状況と、本質的には何も変わっていないのではないかと思う。

したがってやはり、憲法と立憲主義の連続性から、近現代を連結する基軸を再構築すべきだというのが、わたしの結論であり、そのためには機関説をあらためて戦前の憲政史の到達点として確認する作業からはじめなければいけない、というのがこれまでの解析の意図だった。反対側に国体論がある。これは憲政のみならず、近代国家そのものの破壊、自壊要因である。そしてまた反対側に日本国憲法自足論がある（芦部憲法を代表とする）。この自閉自足からは、近代日本の達成も、自壊も、すべて我関せず焉と切り捨てられてしまう。そのことがこれからの日本の国策、もし新しい憲法を模索しなければならないのなら、その方向付けを廻って、大きな瑕疵になる可能性がある、その点に識者の注意を向けたい。このことが、本論の構成、方向を決定していることをあらかじめ述べておいてよいだろう。

マクロの概観をもう少し続けるならば、イデオロギー、エートス、そしてもう一つ、近代文体の揺れという点に、近代的定位の内実は目に見える形で反照している。これは日本に限ったことではなく、アメリカ合衆国には合衆国の、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア等にもそれぞれのイデオロギー、エートス、近代文のレンジと変容、そのゆれが観察できる。そしてそれらはすべて、近代的定位を行う、近代人の自画像のようなものへと収斂する。

これは観念論ではない。形而上学でもない。定位の現実には即して観察しようとする、ボトム・アップの経験学をめざす方向である。つまりそれは、事実関係の確認から出発し、経験類型へと至り、やがて近代人という理念型の構築となって終わる。この作業の一部分は社会学的であり、たとえばマックス・ウェーバーの代表作、『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』に通じるのだが、それだけではない。学的、対自的な理論構成以前に、即自的な定位も、つまり時代そのものの中における近代的定位も、事実から出発し、類型を経て、理念へと至るといふ、対自化とモデル化（パラダイム化）の運動を不断に示しているからである。つまり明治人も大正人も昭和人も（終戦までの昭和人も）、時代の状況のなかで、つねに〈近代とはなにか、そしてそこでわたしはどう位置どりをすべきか〉という一般的な定位問題、また特殊に状況的な定位問題と不断に対峙していたということである。

特に対自性が鋭敏となる近代においては、この定位モデルの造型は、個人レベルでも、集団としても、また国家としても、それどころか国際的世論、協力や条約同盟関係としても、不断に進行していく。この過程においては、イデオロギーもまたボトム・アップに生成する。〈わたしの個人主義〉（漱石）として、あるいはグループとして、階級として、国家として、世界市民として。ボトム・アップの定位は、つねに多元的であり、相互浸潤関係に即座に入ることが本性であるから、それは総体的な定位生態系のようなものを、長い時間をかけて構築していく。

しかしこれは事柄の半分にすぎない。残りの半分は、逆方向の運動、トップ・ダウンの運動である。イデオロギーはここにおいては、既製のものであり、それが教育、宣伝、煽動を通じて、〈さらの〉個人、集団、国民にすりこまれていくことになる。エートスは伝

統、因襲として、やはりタブラ・ラサの個人、集団、国民に教えられ、論され、強制され、すりこまれていくことになる。文体のトップ・ダウン性とはもちろん、〈模範文〉と〈国語〉の指導力、強制力である（標準語による方言の刈り込み等）。重要なことは、この過程のすべてがネガティブなものではないということである。それはたとえばボトム・アップのイデオロギー形成がつねにポジティブなものとは限らないことと同様である（エートス、文体に関しては、ボトム・アップ性はつねに生産的に働くと断定しうる根拠を有する）。

これは、すべての時代の集団における定位パラダイムの形成と変容に通じる普遍的構造要因であり、これを集団内での〈時代のわたし〉は日々行い、またその時代を終えた集団は、歴史的反省の場で、その時代の定位を再構築しようとする（たとえば今のわれわれのように）。

この一般的定位論から、あらためて日本近現代の定位混乱を観察するならば、その混乱には三つの要因が介在していることに気付く。一つは普遍的要因である。ボトム・アップの定位型構成と、トップ・ダウンの定位型のすりこみが、集団的定位の常態であってみれば、そこから生じる齟齬、自己矛盾、葛藤もまた、常態である。しかしすぐに付け加えねばならないのは、こうした摩擦の軋轢は、普通は、つまりもし時代と集団に十分な活力があるならば、おのずから生態系的に調整が行われ、一つのモデルへと収斂していくことが、むしろあたりまえである。その結果、時代は一つの妥当な自画像を持つに至る。

こうしてわれわれは、たとえば初期武士団における〈主従エートス〉という、安定した定位型を得ることになる（拙著『中世的修羅と死生の弁証法』参照）。定位の自画像は、われわれの対自の場でのみ安定しているという意味ではない。むしろ即自的に、頼朝や三浦父子の現実において、それはすでに時代の武士像として、安定しつつあったのである。同様の例は、ペルシャ戦争期のアテーナイ市民についても言えるし、五賢帝時代のローマ市民についても言える。そこでは〈パックス・ロマーナ〉の定位型が存在していたことはまちがいない（したがってその史的再構築も比較的容易である）。

日本近代の場合はしかし、さらにこれに近代固有の混乱要因、そして最後に日本近代固有のそれが加わる。

近代固有の混乱要因とは、対自化の時代であることが一つ。もう一つは下部構造の激動的変革である。この二つはマクロの人類史上でおそらく本質連関しているのだろうが、マルクスの下部構造理論が破綻して以来、上部構造と対自性の連関そのものが、もはやテーマ化すらされないようになってしまった。したがってここでは欠如しているマクロ理論を前にして、そもそもそうした人類変革期の激動を定位構造化することをあきらめるか、あるいは別の道を辿らざるをえないと思う。

別の道とは端的に、経験にもどるということではないかと思う。経験の事実性にもどるだけではない。事実の描く、事実関係に注意を集中する。すると関係の描く、類型の萌芽が見えるはずである。極論してしまえば、残りの世界は暗闇でもかまわない。誤ったマクロ理論で空中楼閣を築くよりは、手元、足元の明るさを確保すること、これが定位の激動期において、なお定位のモデル構築を続ける人文精神の拠り所ではないかと思う。

そしてそれは、〈理法の法廷〉のモデルを招来する。

〈理法〉とは、美濃部達吉の造語で、つまりは法的類推の根拠をなす、普遍的な正義法のことである。正義判断は法が欠如しているか、慣習法でその詳細が明らかでない場合に（たとえば判例の蓄積が少ない場合に）裁判官のコモンセンスを拠り所として法類推を行う際の根拠とされてきた。美濃部はそれを拡張して、法の一つの潜勢態、法源そのものであるとしている（『憲法講話』第八講〈法〉）。わたしもこれは正しいと思う。そしてそれを〈歴史の法廷〉の潜勢的正義へと拡張して考えてみたいのである。

つまり足元のこの定位態の混乱を見る限り、事実在即しだけの歴史観照ではもはや意味がほとんどない（特にまた近現代史は事実累積が極端に進んでいるから、事実の迷路に迷い込んでおしまいになってしまう可能性があまりに高い）。したがってそこでは、関係と類型の確認ごとに、〈是非の判断〉の働きを加えることが必須である。われわれ自身の判断のことだが、それはコモン・センスよりも重い意味を担った判断であると思う。近現代の煉獄の修羅に対して、正当であらねばならない、これが重さの一つ。またそれは、これから予想される世界史的な試練の場で、将来の日本にとって、日本人にとって、一つの信頼に足る指針を与えねばならない。これが二つ目の重さである。

したがってわたしは、哲学の徒として、かつて人口に膾炙した、〈世界史の法廷〉（ヘーゲル）を、この定位像の正しい構築の場面に限定して、再度活用してみたいのである。もちろんわれわれは、もはや世界精神はそれほど信頼するに足る汎用性を持っていないことを知っている。そして特に社会進化論と一体化した〈世界史〉もまた、観念的なドグマとしては、まさに歴史的なパラダイムとして過去のものである。しかしながら、近現代という二つの日本の定位型を一つの連続性として捉えようとするわれわれの歴史的省察は、やはり一つの巨大に複合した社会的記憶の覚醒であり、そこには根源的な定位精神のようなものがつねに働いている、だからこそそれは記憶としての有意味的な組織を有している、このことも否定できない事実である。だとすれば、その記憶の覚醒において、事実判断を、当否の判断、最広義の正義の判断に拡張し、つねにそれによって無意味な事実の集積を限定しつつモデル構築に役立て、最終的に時代の中での定位の姿、その全体とその当否（状況にとっての当否）を判断しつづけることは、むしろこうした史的精査の本質に属するべきものではないかと考える。

いまひとつ、理法の法廷のモデルがここで妥当すると思えるのは、事実ではなく、事実関係の同定に集中するということの意味である。関係は二面に展開する。事実同士の関係と、事実と法（理法）との関係である。これは法廷のモデルが最も効果的に妥当する場面で、定位がすべて法廷において、自己の正しさを主張することはあらかじめ予測できるわけだから（それにはあの国体論のような妄説も含まれる）、その当否を事実関係、事実と理法の関係の二面から判断することが常に求められていると言える。

そしてこうした事実性（事実そのものではなくその法理的本質）に定位検証の焦点を置くことは、現状の法治の危機、独裁と全体主義の薄気味の悪い胎動、蠢動に対抗する、まさに法理的に正しく有効な唯一の手段ではないかと思う。法治の自壊、あるいは破壊は、つねに事実性の軽視、無視から始まるという普遍的な型を示すからである（その端的な一例が、あの大統領選以後二ヶ月の〈真っ赤な嘘〉だった。それは事実の法理の破壊そのものであるという意味において、アメリカ的憲政の危機を象徴するものになっている）。

この事実性の確認ということは、史的省察の場では、テキストの比較参照ということの基本とし、そこに定位理念の運動を確認し、跡づけていくという作業を意味する。定位はイデオロギー、エートス、そして文体への外化という特性を持つが、それはまたつねに一つの定位態であることを忘れないようにしよう。つまり全部の〈事実〉は、定位態の行動の〈証拠物件〉としての意味を持つということである。そういう観点から、本論考では、たとえば文体的定位の代表として詩文や詩論のテキストを参照にするときにでも、そこに反照しているエートスの要因、またイデオロギー的影響を忘れないようにしたいし、逆も真なりで、最もイデオロギー的な宣伝、煽動も、それがどういう〈文体〉をとり、どういうエートスを偽装するかということも、見逃さないようにしたい。往々にして、まさにそうした無意識のモメントに（イデオロギー的に無意識の表現型に）、そのイデオロギーの本質が露呈することがままあるからである。

これで総体的な、そして方法論的な自註は終わった。いよいよ幕末の日本の定位状況に心を向けてみることにしよう。

(第六回テキスト終わり)